

国際獣疫事務局 (OIE) の活動とその利用法

国際獣疫事務局名誉顧問 小澤義博*

1. はじめに

OIE (国際獣疫事務局) は、フランス語の Office International des Epizooties の略で、英語では、World Organization for Animal Health と呼ばれている。OIE は 1924 年にパリに本部が設立され、現在 164 ヶ国をメンバーとする唯一の獣医のための国際機関である。OIE は条約を結んで加盟する政府間ベースの国際機関で国連機関ではない。

1995 年に世界貿易機関 (WTO) がジュネーブに設立され、自由貿易を促進する活動が本格的に開始され、WTO は次の三つの国際機関がそれぞれの専門分野の技術的問題を担当する姉妹機関として協定を結んだ。

- a) OIE : 野生動物、水棲動物を含むすべての動物の安全に関する問題。
- b) FAO (IPPC) : すべての植物の安全に関する問題。
- c) FAO/WHO (Codex Alimentarius 委員会) : 食品の安全に関する問題。

従って、OIE は魚や野生動物を含む全ての動物の安全と貿易に関する技術的問題を担当する国際機関として、その重要度が急激に増してきた。

近年、人や動物や動物由来の製品の移動の自由化、グローバル化が進むにつれて、新たな問題が次々に発生してきている。ボーダーレスの時代には、病気や犯罪も国際化する傾向が強くなり、今までの国内中心的な知識や経験や対策だけでは、もはや対応しきれなくなっている。しかもその変化のスピードは速く、予期せぬ問題が次々に起きてきている。口蹄疫、BES, SARS 等がその良い例であろう。

21 世紀の獣医学が必要としていることは、自由化、無国境化の時代に対応できる獣医学でなくてはならない。その為には獣医教育の内容も、今までの国内問題中心から国際問題にも対応できる内容に変貌していかなければならない。自由化の時代に新たに必要となる主な対策には次の七点が挙げられる。

- 1) 国内外の病気に関する情報収集システムの強化とコンピュータ化
- 2) 輸入のリスク分析の強化と効率化
- 3) 大量輸出入に対応出来る検査システムの確立
- 4) 国内監視体制と疫学的調査システムの強化
- 5) 動物由来食品の安全管理システムの強化
- 6) すべての危機に対応出来る危機管理体制の確立
- 7) 各獣医大学による卒後教育の充実等である。

水際作戦による、いわゆる「ゼロ・リスク」の時代はすでに終わった。21 世紀は如何にしてリスクを最小限にとどめ世界の人や動物と共存・共栄してゆく方法を英知を絞って模索して行かねばならない時代である。そのためにも国際獣疫事務局の活動やその機能を良く知って頂き、獣医師に必要な最新の情報や日本のどの教科書にもない知識をインターネットで入手し、日常の活動に利用して頂きたい。日本の獣医学の国際化にも役立つものと思い、ここに国際獣疫事務局 (OIE) の概略とその利用法を紹介する。

2. OIE の活動目的

OIE の主な活動目的は：

1. 動物の伝染病の発生状況およびその防疫対策に関して必要と考えられる情報や資料を収集し、それを各国の獣医行政当局に伝達すること。
2. 国際協力を必要とする動物の伝染病と動物由来感染症を科学的に分析し、それらの予防・防疫・撲滅対策を推進すること。
3. 加盟国の防疫対策を支援するため、動物の主要疾病の国際衛生規約、診断基準およびワクチンの生産・管理基準を作成すること。
4. これらの国際規約及び基準に基づき、安全な貿易を促進し、不必要な貿易上の障壁を無くすことである。

OIE は WTO の姉妹機関として、すべての動物および動物由来の製品の安全に関する国際規約を作成・評価する上でのアドバイザー的役割を果たしている。

* 神奈川県横浜市青葉区美しが丘 2-30-3

OIE事務局の主な仕事は、すべての動物および動物由来の製品（水棲動物を含む）の輸出入に関する、人や動物の安全に必要な条件を規定することである。これらの貿易に関する疾病の発生状況とその制圧や予防対策に関する認識を高めると同時に、国際協力を必要とする疾病の調査における相互調整、および加盟国が行っている防疫策に関する情報の収集と伝達をおこなうことである。それぞれの加盟国は、家畜衛生行政当局を通じて、魚を含むすべての動物の疾病に関する情報をOIEの本部および地域事務局に提出する。一部の国では獣医関連当局の役割は動物疾病の制圧から、より広い分野である公衆衛生および食品衛生の分野へと広がりがつつあり、OIEもこれに対処するため野生動物問題、動物由来食品の安全問題および動物福祉の国際問題に力を入れつつある。多くの国で、獣医学関連当局の組織構成が急速に変化する中で、OIEは加盟諸国による共同決定と方針策定を進める力を持っている国際機関である。

OIEの監視システム下にある陸棲動物の主な病気と病原微生物は次の3つのリストに分けられている。

リストAは、国際的に非常に危険で急速に広がる可能性のある15の伝染病（例えば口蹄疫や牛疫）が含まれているが、これらは社会経済上あるいは公衆衛生上重大な被害をもたらす、動物やその製品の国際取引上大きな問題となる病気である（表2）。

リストBは、社会経済上もしくは公衆衛生上から重要と考えられる疾病で、現在64の哺乳類、鳥類および蜂の病気が含まれている。しかしリストAに比べリストBのほうで動物やその製品の国際貿易上での影響は低い。

その他の貿易上の重要疾病は国際貿易上しばしば問題となる疾病で15の病気が含まれている。詳細はホームページ（Reference No. 7）で見る事ができる（表2）。

これらの疾病に関する衛生規約、診断基準およびワクチン基準の詳細はそれぞれのホームページ（Reference Nos 6 & 7）に示されている。

水棲動物の31の病気はリストAとBに含まれていないが、リストB疾病と同等に扱われている（Reference No. 10）。

これらの病気や病原体の情報は、毎週発行される“Disease Information”および動物の健康に関する年間報告書を通じてメンバー国に配布されている。また、ホームページ（Reference No. 2）で見る事もできる。他の重要な病原体の情報も出版物やホームページで提供して

いる。

3. OIEの構成（Reference No. 1を参照）

OIEの組織は図1に示されている通り、本部事務局の他に各種の委員会、地域事務局、専門家グループからなっている。

事務局長（Director General）と事務局の（Central Bureau）の役割

事務局長は各国代表により選出され、任期は5年で再選可能である。事務局長はパリにあるOIE本部を経営管理する。OIE本部事務局の主な仕事は下記の各委員会の決定事項の実施と、世界の疾病（リストA, Bその他）の情報の収集と伝達、および通常の出版物の作成と配布である。また、OIE本部は年次総会および各委員会の会合、OIEが開催する国際会議やシンポジウム等の事務局を務める。また、OIE事務局は地域委員会の開催と地域プログラムの実行を支援し予算を管理する。

OIEは国際貿易の衛生管理上の問題に関する緊密な協力関係を保つため、FAO, WHO, WTO, IAEAや各地域の国際機関と正式な協力の取り決めを有している。またFAOおよびWHOとの協力を強化するため、毎年1回三者協議会を開いている。

現在、OIE本部の活動は通常約40人の職員により実施されているが、総会や大きな会議には通訳や臨時職員を雇っている。またOIEの強みの1つは、多くのメンバー国が自国のエキスパートをOIEの活動のために奉仕的に提供してくれる事である。

国際委員会（International Committee）

OIEは加盟国の獣医行政の代表で構成され、パリのOIE本部で毎年1回5月に開く国際委員会（総会）で業務を行う。この総会には英、仏、独、スペイン、ロシア、アラビア語の通訳がつく。

日本の代表は農水省の消費・安全局衛生課長であるが、他省庁の関係者も必要に応じ出席できる。但し出席者名は事前に日本代表を通じOIEに提出する。加盟国は3年任期の議長（President）並びに運営委員会（Administrative Commission）、地域委員会（Regional Commission）、専門家委員会（Specialist Commissions）のメンバーを選出する。また国際委員会は、OIEの使命と業務に関する全ての問題に関し総会（General Session）の議決という形で裁定を行う。主な裁定の対象は以下のとおりである。

1. OIEの科学・技術的方向づけ
2. 加盟国による動物および動物由来感染症の発生・防疫に関する報告

国際獣疫事務局 (OIE) の活動とその利用法

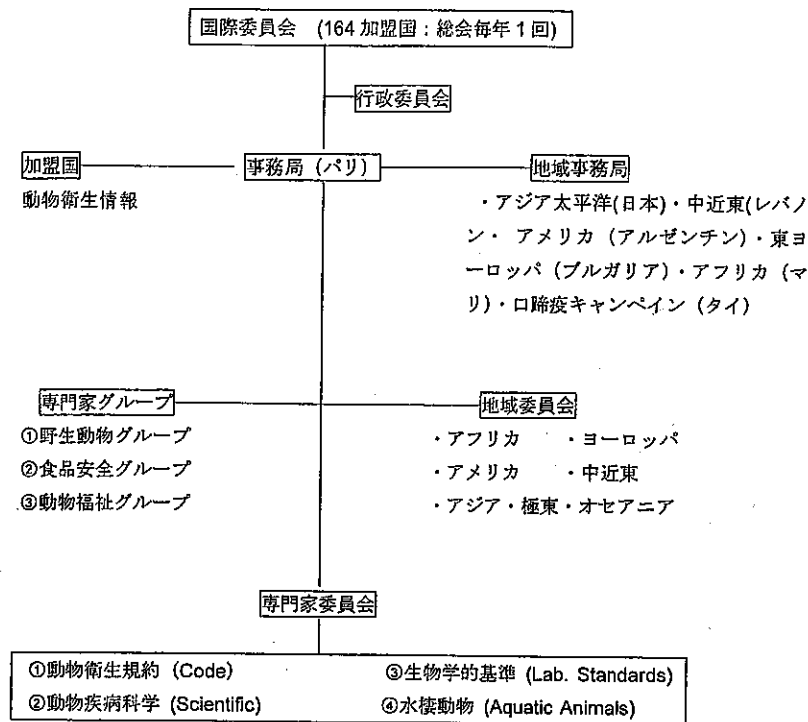


図1. 国際獣疫事務局 (OIE) の機構図 (本部：パリ)

3. OIEにアドバイスと支援をおこなう委員会 (Commissions) と作業部会 (Working Groups) の設置

4. 他の国際機関との協定の締結などである。

また国際委員会は、主として加盟国が支払う年間拠出金により賄われる予算を検討・承認し、OIEの運営を監督する。各国の分担金は、加盟時にその国の実情に応じて決められる。また分担金のほかに各国政府や団体からの献金も特別予算に組み込まれる。

運営委員会 (Administrative Commission)

運営委員会は、国際委員会の議長および加盟国の代表から選出された8人の代表により構成され、総会から総会までの間、国際委員会を代表する。運営委員会は事務局長 (Director General) と運営事項および技術的事項を打ち合わせ、国際委員会に提出する作業プログラムと予算案を検討するために、年2回会議を開く。

専門家委員会 (Specialist Commissions)

専門家委員会は、加盟国で認められた専門家の中から国際委員会が選ぶメンバーにより構成される。各専門家委員会はその活動を国際委員会に報告し、また勧告を提出する。専門家委員会の役割は、一定の病気あるいは疾病群の疫学と防疫に関係する特定の問題の検討を行うことである。国際委員会は、必要に応じて専門家委員会を特定の問題の解決のために必要な期間、設置する事がで

きる。現在、次の4つの専門家委員会が設置されている。

①動物衛生規約委員会 (Terrestrial Animal Health Code Commission) は通称「Code 委員会」と呼ばれ、1960年に設置された委員会で、陸棲動物および動物由来製品の輸出入に関する衛生規約を勧告し制定する委員会で少なくとも年2回開かれている。下記の3委員会と緊密な連絡・調整を保ちつつ、新たな規約の原案もしくは改正案を作成し、各国代表に送り修正後、総会の承認をえて国際衛生規約が成立する。

②生物学的基準委員会 (Biological Standards Commission) は1949年に設立され、通称「Standards 委員会」と呼ばれてきた委員会で、最近「Laboratory 委員会」と呼ばれるようになった委員会である。これは病気の診断方法基準の作成と、生物製剤 (Biological Products) の評価および製造と管理のための基準を設定する委員会で、少なくとも毎年2回開かれる。現在、150余りのOIE Reference Laboratoriesがあり、新しい国際基準作りやその普及に貢献している。

③動物疾病科学委員会 (Scientific Commission for Animal Diseases) は通称「Scientific 委員会」と呼ば

れる委員会で、かつては「口蹄疫委員会」として知られていた委員会である。主としてOIEリスト(AとB)疾病の制圧の為の疫学的、科学的情報や戦略の展開に関与する委員会で通常年2回開かれる。

- ④水棲動物委員会 (Aquatic Animal Health Standards Commission) は、1960年に設置され、魚病委員会と呼ばれていたが、現在は「水棲動物委員会」と呼ばれている。この委員会設立の理由の1つは、魚類その他の水棲動物の国際取引の重要性が高まってきたためである。水棲動物に関する国際衛生規約や診断基準(マニュアル)を作成する委員会である(Home page No. 10)。

作業グループ (Working Groups)

作業部会は国際委員会の要請により、必要に応じて設置される委員会で、現在次の3グループが設置されている。これらのグループの人選は事務局長が行う。

1. 家畜生産・食品安全グループ (Animal Production Food Safety Group) はFAO/WHO Codex 食品委員会の設定した国際基準などを実用化するためのガイドラインや動物由来製品の貿易に関するガイドラインを作成する。
2. 動物福祉グループ (Animal Welfare Group) は、動物の福祉の問題を科学的に解析し、関連する国際基準とガイドラインを作成する。
3. 野生動物疾病グループ (Wildlife Diseases Group) は世界の野生動物の疾病の発生状況を監視するとともに、防疫対策を討議し、必要に応じて勧告をだす。これらのグループの他にBSEなどの特別な問題を討議するためのアドホック・グループもある。

地域委員会 (Regional Commissions)

地域に特有の問題を検討し、各地域における獣医学的サービスの相互調整を行うため、次の5つの地域委員会が設置されている。現在、南北アメリカ、アジア・太平洋、ヨーロッパ、アフリカ、中近東の地域委員会がある。これらの委員会は、それぞれ平均して2年に1回、各地域において会議を開く。その会議には事務局長が出席し、議題となるのはその地域で時事的に高い関心のある問題が選ばれる。

また、毎年5月のOIE総会の期間中に各地域委員会の会合が開かれ、主要問題のレビューや地域プログラムの承認をおこなう。また、世界レベルで討議されるべき課題を選択し総会に提案する。

地域プログラム (Regional Programmes)

OIEの地域事務所は東京、ブエノスアイレス、ペイル

ート、ソフィア、バマコに置かれている。地域委員会の承認により、地域の活動プログラムを策定する事ができるが、これは現在南北アメリカ、東欧、アジア・太平洋地域(Reference No. 11)で行われている。また、バンコックには東南アジア口蹄疫キャンペーンのための事務所がある(Reference No. 12)。

4. OIEの情報提供システムと出版物

- a) 伝染病の発生情報 (Weekly Disease Information) (ホームページ: Reference No. 2)。

情報発信の緊急度は病気の性質により異なる。OIEは、必要が生じた時、加盟国が迅速に行動を起こす事が出来るような警報システムをもっている。加盟国はリストAの病気あるいは公衆衛生や家畜生産に対し重大な影響を及ぼす可能性のある新しい病気の発生を、24時間以内にOIE本部に通知せねばならない。OIEはこのデータを近隣諸国に対しては電話、e-mail等で直ちに通知し、その他の国々には毎週1回書状で通知する。この「警報」システムとは別に加盟国からの情報は毎週定期的に配布されている。

- b) 月刊誌 (Bulletin) は毎月のOIE主催の会議の結果や人の動き、他の国際機関との交渉、主な疾病対策、国際会議の予定、新しい人事、OIEリファレンス・ラボラトリーの活動状況等を月ごとにまとめて出版している。

- c) 動物衛生年報 (World Animal Health) はリストA、リストBとその他の病気に関する年間統計を記載し加盟国におけるそれぞれの病気の発生データをまとめたものである。また年間の“Animal Health Status”は全加盟国の情報が記載されている。最新版は2002年版である。これにより、それぞれの国が採用した予防、防疫、撲滅対策の概略が分かる。またインターネット(Reference No. 4)でこれらの情報を見ることが出来る。

- d) 科学雑誌 (OIE Scientific and Technical Review) は四半期毎に発行されているOIEの雑誌で、各国の獣医行政や動物の伝染病に関係する広範囲な論文や新しい論説や重要疾病の科学的レビュー等をまとめて出版している。この雑誌の“Technical Series”では、ある特定の病気および時事的に重要な問題(例えばBSEや野生動物疾病等)を取り上げ、総合的知識を整理して出版している。

- e) 国際動物衛生規約 (International Animal Health Code) は陸棲動物(哺乳類、鳥類、蜜蜂)のリストA・Bその他の疾病の衛生規約である。1960年代以来、動

物およびその製品の国際貿易が増大したため、伝染病が動物や人間に広がるリスクが急増してきた。このリスクを防止するために適切で時期を得た衛生規約を作成すると共に貿易上の障害を取り除くため、国際動物衛生条件を標準化する必要性が高まった。各国における病気の制圧・撲滅の効果を損なわずに、国際貿易の増大を確保するためには、OIEの動物衛生規約の統一化 (Harmonization) が極めて重要である。この国際規約は、動物やその製品に添付する証明書を作成する担当者が参考にできるように、一般的な規約に多くのページがさかれている。また、陸棲動物のリスト A, B, その他の疾病に関する衛生規約も含まれている。定期的に改正される国際衛生規約は、種々の異なる国々の特殊条件を考慮し、それぞれの国の貿易に適切な解決策を提供するものである。(Reference No. 6) (表 1)

f) 水棲動物衛生規約 (International Aquatic Animal Health Code) は魚類、軟体類、甲殻類の衛生規約を魚病委員会が作成し国際委員会で承認されたもので、1995年に初版が出版され第6版が2003年に出された。輸出入に関する一般規約の他に31の疾病の規約が含まれている (Reference No. 10)。

g) OIE マニュアル : (Manual of Standards for Diagnostic Tests and Vaccines) は陸棲動物のリスト A・B その他の疾病の診断方法の国際基準とワクチンの生産・管理の基準が含まれており、OIE加盟国によって承認された唯一の国際的なスタンダードである (Reference No. 7)。現在使用されているマニュアルは2000年版で、2004年に改訂版が承認される予定である。マニュアルには国際的に指定された診断方法 (Prescribed tests) とそれに準じた診断方法 (Alternative tests) が記載されている (Reference No. 9)。(表 2)

表 1. 国際貿易に関する衛生規約 (OIE Code)

詳細は H.P. (http://www.oie.int/eng/normes/MCode/A_summry.htm) を参照して下さい。

Chapter 1.1 : 一般定義と動物疾病情報の届出	Chapter 3.1 : 国際貿易用の診断検査基準
1.1.1. : 一般定義	3.1.1. : 国際基準テスト法と代用テスト法
1.1.2. : OIE リスト A とリスト B の疾病	Chapter 3.4 : 生産現場における衛生対策
1.1.3. : 疾病の届出と疫学的情報の報告	Chapter 3.5 : 検査に関する勧告
Chapter 1.2 : 国際貿易における義務と倫理	3.5.1. : 霊長類動物の検査
1.2.1. : 一般的義務	Chapter 3.6 : 病原体と媒介動物の不活化方法
1.2.2. : 証明手続き	3.6.3. : TSE 病原体の不活化方法
Chapter 1.3 : 輸入のリスク分析	Chapter 3.7 : 動物の輸送法
1.3.1. : 概論	Chapter 3.8 : 疫学的サーベイランスに関する基本 (3.8.1 ~ 6)
1.3.2. : ガイドライン	3.8.4. : BSE のサーベイランス方法
1.3.3. : 獣医行政の評価	Chapter 3.9 : 耐性菌問題
1.3.4. : 獣医行政の評価ガイドライン	3.9.1. : 耐性菌の監視方法に関するガイドライン
1.3.5. : 汚染地域と非汚染地域の区別	3.9.2. : 抗生物質使用量の監視に関するガイドライン
1.3.6. : サーベイランスとモニターの方法	3.9.3. : 獣医師の抗生物質の適正で慎重な使用に関するガイドライン
1.3.7. : 獣医対策の相同性の判断基準	Chapter 4.1 : 国際貿易における獣医証明書
Chapter 1.4 : 輸出入の手順	4.1.1. : 狂犬病感染国からの犬・猫の国際証明書のモデル
1.4.1. : 輸送手段に関する勧告	4.1.2. : 家畜および野生動物の国際獣医証明書のモデル
1.4.2. : 輸出前の動物衛生対策 (輸出国から輸入国の間)	4.1.3. : 動物精液の獣医証明書モデル
1.4.3. : 移動中の衛生対策	4.1.4. : 馬の国際獣医証明書モデル
1.4.4. : 輸入国の検査所と国境ポスト	4.1.5. : 競走馬の国際獣医証明書モデル
1.4.5. : 到着時の衛生対策	4.1.6. : 鳥類の国際獣医証明書モデル
1.4.6. : 動物病原体の国際移動に必要な対策と実験室安全対策	4.1.7. : 一日齢ひなの国際獣医証明書モデル
Chapter 1.5 : 生物製剤のリスク分析	4.1.8. : 兎の国際獣医証明書モデル
1.5.1. : 一般的な考慮	4.1.9. : 蜜蜂および蜂の巣の国際獣医証明書モデル
1.5.2. : 獣医ワクチンのリスク分析	Chapter 4.2 : 動物由来製品の国際獣医証明書モデル
1.5.3. : その他の生物製剤のリスク分析	4.2.1. : 動物由来の肉に関する国際獣医証明書モデル
Chapter 2.1 : リスト A 疾病に関する勧告 (2.1.1. ~ 2.1.15.)	4.2.2. : 動物由来の飼料用、農工業用、薬剤用、手術用の製品に関する国際獣医証明書モデル
Chapter 2.2 : リスト B 疾病に関する勧告 (2.2.1. ~ 2.10.2.)	

表 2. OIE リスト A, B その他の疾病

ホームページ

動物衛生規約 (Code) …各疾病の詳細は Reference 6 を参照
 実験室基準 (Manual) …詳細は Reference 7 を参照

リスト A 疾病

SECTION 2.1.

- CHAPTER 2.1.1. Foot and mouth disease (口蹄疫)
- CHAPTER 2.1.2. Vesicular stomatitis (水泡性口内炎)
- CHAPTER 2.1.3. Swine vesicular disease (豚水疱病)
- CHAPTER 2.1.4. Rinderpest (牛疫)
- CHAPTER 2.1.5. Peste des petits ruminants (小反芻獣疫)
- CHAPTER 2.1.6. CBPP (牛肺疫)
- CHAPTER 2.1.7. Lumpy skin disease (ランピースキン病)
- CHAPTER 2.1.8. Rift Valley fever (リフトバレー熱)
- CHAPTER 2.1.9. Bluetongue (ブルータング)
- CHAPTER 2.1.10. Sheep pox and goat pox (羊痘・山羊痘)
- CHAPTER 2.1.11. African horse sickness (アフリカ馬疫)
- CHAPTER 2.1.12. African swine fever (アフリカ豚コレラ)
- CHAPTER 2.1.13. Classical swine fever (豚コレラ)
- CHAPTER 2.1.14. HPAI (高病原性鳥インフルエンザ)
- CHAPTER 2.1.15. Newcastle disease (ニューカッスル病)

リスト B 疾病

SECTION 2.2.

- CHAPTER 2.2.1. Anthrax (炭疽)
- CHAPTER 2.2.2. Aujeszky's disease (オーエスキュー病)
- CHAPTER 2.2.3. Echinococcosis (エキノコックス)
- CHAPTER 2.2.4. Leptospirosis (レプトスピラ症)
- CHAPTER 2.2.5. Rabies (狂犬病)
- CHAPTER 2.2.6. Paratuberculosis (ヨーネ病)
- CHAPTER 2.2.7. Heartwater (水心囊)
- CHAPTER 2.2.8. New/Old world screwworms (新・旧世界スクリュウワーム)

CHAPTER 2.2.9.

SECTION 2.3.

- CHAPTER 2.3.1. Bovine brucellosis (牛ブルセラ症)
- CHAPTER 2.3.2. B. campylobacteriosis (牛カンピロバクター症)
- CHAPTER 2.3.3. Bovine tuberculosis (牛結核)
- CHAPTER 2.3.4. Enzootic bovine leucosis (牛白血病)
- CHAPTER 2.3.5. IBR (牛伝染性鼻気管炎)
- CHAPTER 2.3.6. Trichomonosis (牛トリコモナス症)
- CHAPTER 2.3.7. Bovine anaplasmosis (牛アナプラズマ症)
- CHAPTER 2.3.8. Bovine babesiosis (牛バベシア症)
- CHAPTER 2.3.9. Bovine cysticercosis (牛条虫症)
- CHAPTER 2.3.10. Dermatophilosis (デルマトフィルス症)
- CHAPTER 2.3.11. Theileriosis (タイレリア症)
- CHAPTER 2.3.12. Haemorrhagic septicaemia (牛出血性敗血症)

CHAPTER 2.3.13.

SECTION 2.4.

- CHAPTER 2.4.1. Ovine epididymitis (B. ovis; 羊ブルセラ症)
- CHAPTER 2.4.2. Brucellosis (B. ovis 以外のブルセラ症)
- CHAPTER 2.4.3. Contagious agalactia (伝染性無乳症)
- CHAPTER 2.4.4. Caprine arthritis/enceph. (山羊関節炎脳炎)
- CHAPTER 2.4.5. Maedi-visna (マエディ・ビスナ)
- CHAPTER 2.4.6. C C P P (山羊伝染性胸膜肺炎)
- CHAPTER 2.4.7. Enzootic abortion of ewes (Chlamydiosis) (羊流行性肺炎)

CHAPTER 2.4.8.

SECTION 2.5.

- CHAPTER 2.5.1. Contagious equine metritis (馬伝染性子宮炎)
- CHAPTER 2.5.2. Dourine (こう疫)
- CHAPTER 2.5.3. Equine encephalomyelitis (東部/西部馬脳炎)
- CHAPTER 2.5.4. Equine infectious anaemia (馬伝染性貧血)
- CHAPTER 2.5.5. Equine influenza (馬インフルエンザ)
- CHAPTER 2.5.6. Equine piroplasmiasis (馬ピロプラズマ)
- CHAPTER 2.5.7. Equine rhinopneumonitis (馬鼻肺炎)
- CHAPTER 2.5.8. Glanders (鼻そ)

CHAPTER 2.5.9.

CHAPTER 2.5.10.

CHAPTER 2.5.11.

CHAPTER 2.5.12.

CHAPTER 2.5.13.

CHAPTER 2.5.14.

SECTION 2.6.

CHAPTER 2.6.1.

CHAPTER 2.6.2.

CHAPTER 2.6.3.

CHAPTER 2.6.4.

SECTION 2.7.

CHAPTER 2.7.1.

CHAPTER 2.7.2.

CHAPTER 2.7.3.

CHAPTER 2.7.4.

CHAPTER 2.7.5.

CHAPTER 2.7.6.

CHAPTER 2.7.7.

CHAPTER 2.7.8.

CHAPTER 2.7.9.

CHAPTER 2.7.10.

CHAPTER 2.7.11.

SECTION 2.8.

CHAPTER 2.8.1.

CHAPTER 2.8.2.

CHAPTER 2.8.3.

SECTION 2.9.

CHAPTER 2.9.1.

CHAPTER 2.9.2.

CHAPTER 2.9.3.

CHAPTER 2.9.4.

CHAPTER 2.9.5.

SECTION 2.10.

CHAPTER 2.10.1.

CHAPTER 2.10.2.

- Horse pox (馬痘)
- Equine viral arteritis (馬ウイルス性動脈炎)
- Horse mange (馬ヒゼン：疥癬症)
- Venezuelan E. E. (ベネゼラ馬脳炎)
- Epizootic lymphangitis ((仮性皮そ)
- Japanese encephalitis (馬日本脳炎)
- 豚の疾病 (リスト B)
- Atrophic rhinitis (豚萎縮性鼻炎)
- Porcine brucellosis (豚ブルセラ病)
- Enterovirus encephalomyelitis (テッセン病)
- Transmissible gastroenteritis (豚伝染性胃腸炎)
- 鵝の疾病 (リスト B)
- Infect. bursal d. (伝染性ファブリキウス嚢病)
- Marek's disease (マレック病)
- Mycoplasma gallisepticum (鶏マイコプラズマ)
- Avian chlamydiosis (鳥クラミジア病)
- Fowl typhoid and Pullorum disease (家禽チフス)
- Avian infect. bronchitis (鶏伝染性気管支炎)
- A. inf. laryngotracheitis (伝染性喉頭気管支炎)
- Avian tuberculosis (鳥結核)
- Duck virus hepatitis (アヒル肝炎)
- Duck virus enteritis (アヒルベスト)
- Fowl cholera (家禽コレラ)
- 兎の疾病
- Myxomatosis (兎の粘液腫病)
- Tularemia (野兎病)
- Rabbit haemorrhagic disease (家兎出血症)
- 蜜蜂の疾病
- Acariosis of bees (蜂ダニ症)
- American foulbrood (アメリカ腐そ病)
- European foulbrood (ヨーロッパ腐そ病)
- Nosemosis of bees (蜂ノセマ症)
- Varroosis (蜜蜂ヘギタダニ症)
- リスト A・B 以外の疾病
- Zoonoses of primates (霊長類動物由来の疾病)
- S. enteritidis; S. typhimurium (鳥サルモネラ)

貿易上重要なその他の病気

SECTION X.

Chapter X.1.

Chapter X.2.

Chapter X.3.

Chapter X.4.

Chapter X.5.

Chapter X.6.

Chapter X.7.

Chapter X.8.

Chapter X.9.

Chapter X.10.

Chapter X.11.

Chapter X.12.

Chapter X.13.

Chapter X.14.

Chapter X.15.

SECTION 3.1.

APPENDIX 3.1.1.

- OIE コードに記載の無い疾病
- Leishmaniasis (リーシュマニア症)
- Malignant catarrhal fever (悪性カタル熱)
- Q fever (Q 熱)
- Salmonellosis (サルモネラ症・般)
- Bovine viral diarrhoea (牛ウイルス性下痢症)
- Trypanosomiasis (isetse 蠅) (トリパノソーマ病)
- Ovine pulmonary adenomatosis (綿羊肺腺腫)
- Nairobi sheep disease (ナイロビ羊病)
- Scrapie (スクレイピー)
- Border disease (ボーダー病)
- Surra (Trypanosoma evansi) (スーラ病)
- Porcine reproductive & respiratory syndrome (PRRS) (豚繁殖・呼吸障害症候群)
- Fowl pox (鶏痘)
- Mange (ヒゼンダニ症)
- Tropilaelaps infestation of honey bees (Tropilaelaps clareae, T. koenigerum) (蜜蜂トロピレラプス感染)
- 国際貿易における診断検査法
- 規定検査法と代替りの検査方法

h) 水棲動物用の診断マニュアル：OIEの水棲動物委員会が作成し国際委員会で承認された別刷がある (Manual of Diagnostic Tests for Aquatic Animals, 2003)。

ほとんどのOIE出版物には英語、フランス語、スペイン語訳 (全文または要約のみ) がある。OIEの主要目的の一つは、情報の収集と分析を行い、効果的な方法でこれらを提供する事である。魚を含む動物とその製品に関する科学的情報が増え続ける中で、OIEは新しい問題を扱う専門家を特定し、世界の大量の科学的データを専門的知識でまとめる能力を要求されている。このようにOIEはその専門家委員会と作業グループに対して継続的な支援を行うため、協力センター (OIE Collaborative Centers) や、数多くの疾病に関連するOIE Reference Laboratories と協力してOIEの活動を広げている。これらのリストはホームページ (Reference No. 8) で見ることができる。

上記のOIE出版物は、OIE本部の出版部からも取得出来る。

住所：OIE；12, Rue de Prony, 75017 Paris, France

Fax：33-1-42670987；E-mail: pub.sales@oie.int

References [Home page No.]

- 1) OIEの構成：http://www.oie.int/eng/oie/en_oie.htm
(下記の情報はここからも入れる)
- 2) Weekly Disease Information：
http://www.oie.int/eng/info/hebdo/A_INFO.htm
- 3) Weekly News：
http://www.oie.int/eng/info/hebdo/AIS_02.htm
- 4) OIE年報 (World Animal Health)：
http://www.oie.int/eng/info/en_bdd.htm
- 5) 各疾病に関する総合情報：
http://www.OIE.int/eng/maladies/en_alpha.htm
- 6) 陸棲動物衛生規約 (Codes)：
http://www.oie.int/eng/normes/MCode/A_summry.htm
- 7) 実験室基準 (Lab. Manual)：
http://www.oie.int/eng/normes/mmanual/A_summry.htm
- 8) OIE Ref. Laboratories のリスト：
http://www.oie.int/eng/oie/organisation/en_lr.htm
- 9) OIE基準テストのリスト：
http://www.oie.int/eng/normes/MCode/A_00125.htm
- 10) 水棲動物衛生規約と診断マニュアル：
http://www.oie.int/eng/normes/en_amanual.htm
- 11) OIEアジア地域情報：<http://www.oie-jp.org>
- 12) 東南アジア口蹄疫キャンペーン：
<http://www.seafmd-rcu.oie.int>